

相良村移住定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住定住を促進することにより、人口増加及び流出抑制による地域活性化を図るため、村内に移住及び定住する者の住宅取得に要する経費に対し、予算の範囲内において、相良村移住定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、相良村補助金等交付規則（昭和58年相良村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 令和4年4月1日以降に転入した者で、かつ、転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。
- (2) 定住者 本村に住所を有する者のうち、村内に定住する者で、申請時に夫婦いずれかが満35歳未満の者、又は中学生以下の者を扶養し、かつ、同居する者をいう。
- (3) 住宅 新たに自己が居住する目的で新築又は購入する住宅で、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積50㎡以上の利用上の独立性を有するものであり、かつ、固定資産税の課税対象となる建物をいう。
- (4) 住宅取得 住宅を新築又は購入（相続及び贈与による取得は除く。）し、登記簿に登録することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日から令和6年12月31日までに住宅を取得した移住者及び定住者
- (2) 住宅に住民票を異動し、入居した日から5年以上居住すること。
- (3) 住宅に補助対象者を含め2人以上で居住すること。
- (4) 補助対象者及び同一世帯の同居者が、市区町村税の滞納がない者であること。
- (5) 当該補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者及び同一世帯の同居者が、相良村暴力団排除条例（平成23年相良村条例第10号）第2条第2号の定める暴力団員でないこと。
- (7) 住宅が公共事業等において移転補償、損害賠償等の補填を受けて取得したものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、住宅の新築及び購入経費とし、土地の取得に係る経費及び備品等購入に係る経費を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 交付額は、次表のとおりとする。

区 分		補助金額	
移住者	基本額	上限 100 万円	
	加算額	補助対象者が満 35 歳未満の者	10 万円
		中学生以下の被扶養者がいる者	被扶養者 1 人当たり 5 万円
定住者	基本額	上限 50 万円	

(補助金の交付申請及び決定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅の位置図、配置図及び平面図
- (3) 工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- (4) 売買契約書の写し（住宅を購入した場合）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 申請者及び同一世帯の同居者の市区町村税納税証明書
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、住宅を取得する年の12月31日までに申請するものとする。

3 村長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行わなければならない。

4 村長は、前項の審査及び調査の結果、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

第7条 実績報告は、補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、所有権移転登記完了し入居後1ヵ月以内又は申請年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 村長は、第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査（確認検査）を行わなければならない。

4 村長は、前項の審査及び調査の結果、適当と認めるときは、補助金額確定通知書（様

式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による額確定通知を受けた申請者は、補助金請求書(様式6号)を村長に提出するものとする。

2 村長は前項の請求があったときは、速やかに補助金を申請者に交付する。

(補助金の返還)

第9条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が住宅取得から5年未満で村外に転出若しくは転居したとき。

(3) その他村長が返還相当と認める事由があるとき。

2 村長は、前項の規定による取り消し又は返還を命じるときは、補助金返還通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1) 1年未満 補助金の全額

(2) 1年以上2年未満 補助金の5分の4の額

(3) 2年以上3年未満 補助金の5分の3の額

(4) 3年以上4年未満 補助金の5分の2の額

(5) 4年以上5年未満 補助金の5分の1の額

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。